

国連憲章下における 集団安全保障体制の枠組み

——安全保障理事会の権限と裁量の射程をめぐって——

本 吉 祐 樹

1. はじめに：問題の所在
2. 集団安全保障概念をめぐる歴史的経緯
3. 国連憲章下における集団安全保障体制の概要
4. 強制措置に関わる安保理による裁量の射程
5. おわりに

1. はじめに：問題の所在

2022年2月、ロシアはウクライナに対して「特別な軍事行動」を開始すると宣言⁽¹⁾、首都キエフを含むウクライナ全土への侵攻により、ウクライナ市民やインフラに甚大な被害が出ている⁽²⁾。国際連合（国連）のグテーレス（Guterres）事務総長は、ロシアによるウクライナ侵攻が、「国連憲章に違反する形」でなされたと述べ⁽³⁾、国際社会もこの侵攻を強く非難している。安全保障理事会（安保理）においては、アメリカを中心とした各国により、ロシアによるウクライナ侵攻は国際法に反し、即時停戦を求める内容を含む安保理決議の採択が目指されたが、ロシアの拒否権行使によって阻止された⁽⁴⁾。その結果、国際的に非難されるこの侵攻に対して、国連の集団安全保障体制は十分な機能を果たせていない。

本稿ではこのような背景を踏まえ、そもそも国連憲章下における集団安全保障体制とはいかなるものかについて論じる⁽⁵⁾。まず集団安全保障概念の歴史的背景を考察し（第2節）、その上で、国連憲章下の集団安全保障体制を条文に沿って分析する（第3節）。最後に国連憲章下の集団安全保障体制において、重要な位置づけを与えられている安保理の権限と裁量の射程について検討する（第4節）。

2. 集団安全保障概念をめぐる歴史的経緯

集団安全保障とは、外国からの攻撃や侵略から国家の安全を維持するための国際安全保障の一方式であり⁽⁶⁾、本節では、まず集団安全保障という概念がどのような歴史的経緯をもって構築されてきたかを検討する。集団安全保障概念は、「戦争」というものを国際法上いかに位置づけるか⁽⁷⁾、という「国際法上の戦争観念」についての歴史的な議論と深い関係がある。

(1) 集団安全保障概念の概要

集団安全保障概念は、多義的で統一的な定義はなく、それゆえに論者によりその定義は異なっている部分があるため⁽⁸⁾、これまでになされている議論について触れたい。例えば、岩沢の「参加国が武力を行使しないことを約束し、約束に違反して武力を行使した国に対して参加国が集団で対応する制度」というものや⁽⁹⁾、小寺の「武力行使一般を禁止するという原則に諸国が合意すると同時に、それを手続的に支えるメカニズム」が存在していること、という定義がある⁽¹⁰⁾。

また高野は、

国際社会あるいは国家の集団そのものの立場からそれに属する国家の安全を統一的に保障する。それらの国家の間では相互に戦争その他武力の行使を禁止し、これを破って平和を脅かす国があればこれらの国家が集団的に力を併せてそれを防止し、または鎮圧する。

ものとし⁽¹¹⁾、さらにそれは「集団的安全保障を定める一般条約」に基づいた組織によって担われるものだと定義する⁽¹²⁾。さらに、集団安全保障概念について体系的に論じたオラケラシュベリ (Orakhelashvili) は、集団安全保障の核心は、「集団的に特定された脅威に対応する集団的行動 (collective action in response to a collectively identified threat)」だとする⁽¹³⁾。

これらを踏まえれば、集団安全保障の定義について一定の方向性を見出すことができよう。特に集団安全保障体制を構成する要素について、以下の4点、①多国間の条約等によって担保され (条約による担保)、それに基づいて、②国家間の戦争を禁止し (戦争禁止)、③侵略等を行う国が存在した場合は、その脅威を特定し (脅威の特定)、④集団的に、軍事的、もしくは非軍事的手段を用いて脅威を鎮圧する制度 (強制措置)、を備えたものと整理することができる。本稿では、この枠組みを用いて分析していきたい。

(2) 「正戦論」とその限界

上述した4点の中において、最初に議論が進められたのは、②戦争禁止、をめぐるものであった。中世から近世においては、「正しい戦争」と「不正な戦争」を区別する「正戦論」が支配的であった⁽¹⁴⁾。「正戦論」は、正当原因のある戦争については悪ではないという主張であり、トマス・アクィナス (Thomas Aquinas) らにより発展させられ⁽¹⁵⁾、中世ヨーロッパにおいて広く受け入れられていた⁽¹⁶⁾。

そしてその理論は、グロティウス (Grotius) の「戦争と平和の法 (*De jure belli ac pacis*)」によって体系的に論じられ、3つの正当原因として、自己防衛 (defence)、奪われた財産の回復 (recovery of property)、自然法と理性に基づく処罰 (punishment based on natural law and reason) が挙げられた⁽¹⁷⁾。その一方で、他者の支配や、その土地を奪うことを目的とした戦争は不正なものとした⁽¹⁸⁾。

つまり「正戦論」の枠組みの下では、戦争というものは自由に行えるものではなく、一定の正当原因を満たした場合にのみ認められたので

ある。しかしその一方で、「戦争が発生した場合、双方とも正当性を主張して譲らぬ現実」が存在していた⁽¹⁹⁾。そのような場合には、正当原因の主張を客観的に判定する機関が必要となるが、そのための機関が存在しなかった⁽²⁰⁾。結果として、正戦論の厳格な適用は「緩和」されるようになり、別の枠組みである「無差別戦争観」に代わることとなった⁽²¹⁾。

「無差別戦争観」はこのように「国際法上の戦争」の合法性、違法性を論じる意味が薄れる中において形成された⁽²²⁾。この戦争観の下では、戦争に訴えることの国際法的制約が存在せず⁽²³⁾、事実上「無制限」に許されるものと解された⁽²⁴⁾。そしてこの戦争観の下では、国際的な安全保障体制として、対立する国家間の軍事バランスを保ち戦争を抑止する「勢力均衡」方式が志向された⁽²⁵⁾。

(3) 「無差別戦争観」から「戦争違法化」へ

しかし、19世紀半ば以降のクリミア戦争（1853～56年）や南北戦争（1861～65年）などの大規模な戦争を経て、戦争に対する法的規制の必要性が意識され⁽²⁶⁾、徐々に「戦争違法化」の動きが進められた。その契機として挙げられるのが、1907年の「契約上の債務回収のためにする兵力使用の制限に関する条約」（ポーター条約）である⁽²⁷⁾。その第1条において、「締約国は、一国の政府に対し他の一国の政府がその国民に支払われるべきものとして請求する契約上の債務を回収するために兵力に訴えざること」、つまり債務回収のための武力行使を制限している。

この点において、ポーター条約が結ばれたことは「戦争に訴える自由」を制限し、「戦争違法化」へと向かう国際世論の流れを示唆するものである⁽²⁸⁾。その流れは、国際連盟規約（連盟規約）や、「戦争抛棄ニ関スル条約」（不戦条約）へとつながり、新たな国際秩序の体制を模索する道が開かれた⁽²⁹⁾。そこでは「国家間の戦争禁止」を前提とする⁽³⁰⁾、集団安全保障体制が志向された⁽³¹⁾。

(4) 国際連盟の集団安全保障体制

第1次世界大戦後に設立された国際連盟において、加盟国は「戦争に訴えざる義務」を受諾した⁽³²⁾。そして、連盟規約第12条において、「国交断絶に至る虞のある紛争」については、司法的解決をはかり、第13条において、判決に服する国に対して戦争に訴えてはならないとした⁽³³⁾。

そのうえで、第16条1項において、これらの規定に反して、戦争を開始した国は、「他の総ての連盟国に対して戦争行為を為したるもの」とみなし、他の加盟国はその国と、「直ちに一切の通商上又は金融上の関係を断絶し、自国民と違約国国民との一切の交通を禁止し、且つ連盟国たると否とを問わず他の総ての国の国民と違約国国民との間の一切の金融上、通商上又は個人的交通を防遏すべきこと」と定めた。

筒井は国際連盟の体制を、「戦争違法化の原則を一般的形で打ち出したことにあるばかりでなく、何が違法な侵略であるかを示す手続を備えた最初の体制」と指摘した⁽³⁴⁾。実際に連盟規約の下、各加盟国が自由に戦争に訴えることを認めず、第16条において明示的な制裁規定が置かれ、その違反者への制裁を加盟国全体で行うことを制度化したことを踏まえれば、この指摘は妥当である。また加盟国の普遍性という点では国連には劣るものの、少なくとも欧州レベルでは、一応の集団安全保障体制を構築したことは留意すべきである⁽³⁵⁾。

一方で、軍事的制裁については、連盟理事会が、使用すべき兵力に対する加盟国の分担の程度を提案の義務があると言及するのみであり⁽³⁶⁾、さらに構造上の問題として、連盟理事会の決定に拘束力がなかった⁽³⁷⁾。国際連盟による制裁が発動された事例は、イタリアによるエチオピア侵攻（1934～36年）が挙げられる。イタリアとエチオピアの領土をめぐる紛争に際して、連盟理事会は、連盟規約第11条、及び第15条に沿って、平和的解決を試みた⁽³⁸⁾。

しかしその間に、イタリアはエチオピアに宣戦し、侵攻を開始した。国際連盟は第16条に基づく制裁の適用を決定するも、その実施につい

ては各国の判断に委ねられ、主要国は本格的な経済制裁に消極的であった⁽³⁹⁾。結果として、イタリアに対して十分な制裁は実施されず、エチオピアの首都アディスアベバは陥落、エチオピア皇帝は亡命し、戦争は終結した⁽⁴⁰⁾。このように国際連盟は、イタリアによるエチオピア侵攻を止めることができず、国際連盟下の集団安全保障体制は実効性に欠けるものであった⁽⁴¹⁾。

(5) 不戦条約

国際連盟期に締結された「戦争」概念の取り扱いをめぐる重要な条約が不戦条約である⁽⁴²⁾。その第1条において、「締約国は、国際紛争解決のために戦争に訴ふることを非とし」、かつ、その相互関係において「国家政策の手段として戦争を放棄する」ことを宣言し、戦争の廃絶を訴えた⁽⁴³⁾。この条約は、「自助としての戦争」を国際的な枠組みにおいて、「形式的」とはいえ、明示的に禁止したという意味では大きな進展である⁽⁴⁴⁾。

そしてそれは、当時の国際社会が「戦争違法化」を志向していたことを示すものとして重要な意義を持つ。もっとも、その違反国への制裁を特別に規定しておらず⁽⁴⁵⁾、実質的な「戦争」の法的規制としては不十分で、連盟規約で提示された義務を越えるものではなかった⁽⁴⁶⁾。

(6) 小括

ここまで、集団安全保障概念をめぐる歴史的経緯を見てきた。「正戦論」から「無差別戦争観」への転換⁽⁴⁷⁾、そして20世紀になり、戦争に訴える自由を制限する「戦争違法化」が進展した。そのような経過の中で、国際的な安全保障体制として「勢力均衡」方式から、集団安全保障体制の構築が目指されたのである。

具体的な動きとして、国際連盟の設立、及び不戦条約により、集団安全保障の4つの要素、①条約による担保、②戦争禁止、③脅威の特定、④強制措置、のうち、少なくとも①は連盟規約の発効において、

②は連盟規約の前文、及びそれを明確化する形での不戦条約において果たされ、③、④についても、連盟規約により制度化され、特に第16条に基づく制裁を中心として、集団安全保障体制が構築されたことが確認された⁽⁴⁸⁾。その一方で、連盟理事会の集団安全保障に関する決議は、あくまで勧告にとどまったこともあり⁽⁴⁹⁾、その実効性の観点から不十分な点があった。藤田は、国際連盟の集団安全保障体制について、国際連盟の制裁の仕組みは「実際には機能することなく失敗した」と総括する⁽⁵⁰⁾。

3. 国連憲章下における集団安全保障体制の概要

国際連盟は、第2次世界大戦の勃発を防ぐことができなかった。国連の集団安全保障体制は、その「失敗」の反省に立って再構築されたといえる⁽⁵¹⁾。本節では国連憲章の成立により、いかに集団安全保障体制が再構築されたか条文を踏まえて分析する。

(1) 国連憲章の制定とその枠組み

第2次世界大戦が続く中、アメリカなど連合国を中心として、1943年の「モスクワ宣言」において国際連盟に代わる新たな「一般的国際機構」設立の必要性について言及された⁽⁵²⁾。「モスクワ宣言」を具体化する形で、アメリカ、イギリス、ソビエト連邦（ソ連）、中華民国の参加による、1944年のダンバートン・オークス会談で草案（ダンバートン・オークス提案）が策定された⁽⁵³⁾。その第8章B節において、現行の国連憲章につながる安保理を中心とする集団安全保障体制が明示されていた⁽⁵⁴⁾。

そのダンバートン・オークス提案を基に、1945年に開催されたサンフランシスコで開催された「国際機構に関する連合国会議」（サンフランシスコ会議）にて、国連憲章起草へ向けた最終の議論がなされた。ここでは「自衛権」に関する規定が挿入されるなどの変更はあったものの⁽⁵⁵⁾、全体としては基本的にダンバートン・オークス提案で示された

武力不行使原則や、紛争の平和的解決などの加盟国に課せられた義務が順守されない場合には、安保理は一定の行動を取りうるのである⁽⁶⁶⁾。

まず安保理は、第24条1項において、「国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、国際連合加盟国は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基く義務を果たすに当って加盟国に代って行動することに同意する。」とされている。また第25条において、加盟国は安保理の決定を「受諾し且つ履行することに同意」とされていることから、安保理決議に、「一般に加盟国全部を拘束する法的効力」が認められている⁽⁶⁷⁾。

(2) 第7章下における「脅威の特定」と「強制措置」

国連憲章は第6章において、紛争の平和的解決が定め、第7章において強制措置が具体的に規定されている⁽⁶⁸⁾。国連の集団安全保障において重要な論点の1つが、「脅威の特定」と「強制措置」の発動であり、脅威の特定に関わる条文が第39条である。そこでは、安保理は「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定」する、と定められている⁽⁶⁹⁾。この第39条は、「安保理による第7章の措置の入口 (the 'gateway' to the enforcement powers of the Council)」であり⁽⁷⁰⁾、第7章に基づく措置を取る際には、ここに列挙された3つの概念（「平和に対する脅威」、「平和の破壊」、「侵略行為」）のいずれかの決定が必要とされる⁽⁷¹⁾。

また、安保理が「平和に対する脅威」、「平和の破壊」、「侵略行為」の決定がなされたのちには、第41条、もしくは第42条に従った強制措置を決定するかを判断する⁽⁷²⁾。ただし、第40条において、そのような強制措置を決定する前に、事態の悪化を防ぐための「暫定措置に従うように関係当事者に要請」できることを定められている。この暫定措置は、関係当事者の権利や地位などに害を与えない暫定的なものであり、具体的には敵対行為の停止などである⁽⁷³⁾。

次いで第41条で安保理による決定を実施するため、「兵力の使用を伴

わないいかなる措置を使用すべきか」を決定できる⁽⁷⁴⁾。国際連盟下の経済制裁は、各国が個別に判断するものであったのに対し、国連憲章体制においては、安保理により拘束力を持つ決定がなされ、また経済制裁のみならず、幅広い措置が行われている⁽⁷⁵⁾。その例として、安保理決議827による旧ユーゴスラビア国際裁判所 (International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia: ICTY) の設置や⁽⁷⁶⁾、湾岸戦争後に、安保理決議687に基づいて設置された「イラク、クウェート間の境界画定委員会 (the Iraq-Kuwait Boundary Demarcation Commission)」がある⁽⁷⁷⁾。これらは、それぞれ裁判所の設置や、国境画定など、経済制裁の枠を越えたものであり、特に ICTY の設置については、安保理の強制措置とは「本質的に相容れない」という指摘もあるほどだが⁽⁷⁸⁾、少なくとも第41条の非軍事的措置の「多様化」を示唆する事例であろう⁽⁷⁹⁾。

次いで、国連憲章の起草者により安保理に与えられる「最も重要な権限」とされるのが⁽⁸⁰⁾、軍事的強制措置を定めた第42条である。第42条は、「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。」と定めており、この条文において、連盟規約では不十分であった軍事的強制措置について明確に定められている⁽⁸¹⁾。このように、国連憲章では安保理を中心とした拘束力を持った制裁の仕組みを整えられ、その制度は連盟規約で提示されたものよりも強化されている。

国連憲章下の軍事的強制措置の実施にあたっては、加盟国から軍隊が提供されることが前提であり⁽⁸²⁾、第43条1項にて、「すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ1又は2以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。」と定められている。つまり、国連憲章の起草者によって想定された軍事的強制措置のありかたは、「特別協定」に基づいて各加盟国から提供される兵力によって構成された「国連軍」により対処するものであった⁽⁸³⁾。

(3) 小括

ここまで国連憲章下の集団安全保障体制の全体像について見てきたが、国連憲章の成立により、集団安全保障の制度的な仕組みが整えられた。①条約による担保は、国連憲章の成立によりなされ、最終的に、世界のほぼ全ての独立国家を含む普遍的な体制を実現した⁽⁸⁴⁾。さらに、②戦争禁止は、第2条4項における武力不行使原則の定立、③脅威の特定は、第39条にて、そして、④強制措置もまた、第7章によって整備された。

このように、国連憲章体制下において集団安全保障の枠組みが整備されたが、その一方で、安保理の権限と裁量の射程については国連憲章の文言上、明確な規定はなく、その射程に関する議論はいまだ収束していない⁽⁸⁵⁾。この点については、国連憲章の起草過程においても必ずしも明確に詰められておらず、むしろ広範な裁量を確保するために曖昧さを残したとも指摘される⁽⁸⁶⁾。その意味で、一定程度その裁量が拡大する余地は織り込まれており、強制措置は違法行為に対する制裁のみならず、「一般的な安全の維持といった観点」から、幅広い範囲で発動されうる⁽⁸⁷⁾。しかしながら、ICTYの設置など、起草者が想定し得ないであろうとされる範囲まで、安保理の機能が制定時から拡張している⁽⁸⁸⁾。そのため、国連憲章下の集団安全保障体制を理解するためには、強制措置に関わる安保理の裁量についての検討が必要となる。

4. 強制措置に関わる安保理による裁量の射程

国連憲章上、安保理は国際の平和と安全に対する「脅威の特定」と「集団行動の発動」に関して決定的な役割を果たす構造となっている。もっともその裁量については論争があり、強制措置に関わる安保理の裁量が無制約なものとする立場と、一定の制約があるという立場に分かれる。

(1) 強制措置に関わる安保理の裁量に法的制約を課さないとする立場

国連憲章上、安保理の権限は、特に強制措置の決定及びその実施に関して強大である。それを示す例として、国連憲章第2条7項のいわゆる「内政不干渉原則」を定めた条文において、安保理による強制措置は内政不干渉原則の例外とする明示的な注釈がついていることが挙げられる⁽⁸⁹⁾。つまり国内問題であっても、その事態の悪化が国際の平和と安全に関わる状態と安保理がみなした場合には、強制措置が適用されうる⁽⁹⁰⁾。

さらに第103条において「憲章に基く義務」と「他のいずれかの国際協定に基く義務」が抵触する場合には、憲章の義務を優先する、という「憲章義務の優先原則」が存在する⁽⁹¹⁾。この規定はあくまで、国連憲章に基づく義務を優先させるものであり、他の協定そのものをただちに無効にするのではない。とはいえ、国連憲章制定の前はもちろん、その後成立した協定に対しても、この規定が適用されることに鑑みれば⁽⁹²⁾、そのような憲章上の義務を課す立場にある安保理の立場の強さを示唆するものである。

これらの規定を見てもわかるように、国連憲章上、加盟国に義務を課す安保理の権限は強大である⁽⁹³⁾。このような背景を踏まえ、国連憲章上、安保理の権限と裁量を全面的に認め、その強制措置の裁量に法的制約を課さないとする立場が存在する。その代表的論者であるケルゼン (Kelsen) は、安保理の決定は、その決定時点での法を越える判断をすることを認める⁽⁹⁴⁾。なぜなら、第39条の下で実施される強制行動の目的は、法を維持、回復させることではなく、「平和を維持、回復させることであり、その平和は必ずしも法と同一ではない」からである⁽⁹⁵⁾。さらに、国際の平和と安全の維持が目的であるため、安保理には、「もし現行法が不十分であると考えられる場合には、正義を確立するという権限が与えられており、現行法に一致していないものの、正義と考えられる決定を強制できる」とさえ断言する⁽⁹⁶⁾。

しかしながら、強制措置に関わる安保理の裁量を無制限とし、いか

なる法的制約を課さないという立論は受け入れ難い。最上も指摘するように⁽⁹⁷⁾、国連憲章が国際法の尊重姿勢を示していることから⁽⁹⁸⁾、安保理が国際法上の制約を一切受けることなく行動できるとは考え難いからである。安保理が国連憲章に基づいて設立された組織である以上は、その決定や行動の合法性も国連憲章の趣旨に沿ったものであるべきであろう⁽⁹⁹⁾。

よって、強制措置に関わる安保理の裁量には、国連憲章上、制約があるとの結論は妥当である⁽¹⁰⁰⁾。その上で、その制約の法的根拠についても争点の1つであり、大きく分けて、①国連憲章上の手続的制約、②国連憲章上の実質的制約、そして、③国連憲章外の実質的制約、の3点が挙げられる⁽¹⁰¹⁾。以下で順に検討していきたい。

(2) 国連憲章上の手続的制約

安保理の裁量を制約する国連憲章上の手続的制約の代表例が、安保理の投票行動に関するいわゆる拒否権の規定である⁽¹⁰²⁾。国連憲章第27条において、「安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によって行われる。」とされており、常任理事国の「同意投票」がない場合は、安保理の決定が妨げられるものとなる。

ただし、第27条における「同意投票」の解釈をめぐって議論の余地があり⁽¹⁰³⁾、それは常任理事国による採決の棄権、ないし欠席が安保理決議の採択を妨げるか否かである⁽¹⁰⁴⁾。この点について参照されるのが、英語と同様ひとしく国連憲章の正文でもあり⁽¹⁰⁵⁾、より趣旨が明確なフランス語訳である。そこでは、「全ての常任理事国 (tous les membres permanents) の賛成投票」が必要となっており、1ヵ国以上の常任理事国の棄権、欠席は採択を妨げることがより明確になっている⁽¹⁰⁶⁾。

その一方で、実行としては、常任理事国による採決の棄権、欠席があるにも関わらず決議が採択されてきた⁽¹⁰⁷⁾。まず常任理事国による採決の棄権についてだが、この点は、1947年のインドネシア問題において、英国代表が、自国の棄権が拒否権の行使ではない旨を述べた上で投票

を棄権したことを皮切りに、頻繁に見られるようになった⁽¹⁰⁸⁾。ICJでもナミビア事件において、常任理事国による採決の棄権を含む採決結果によって採択された安保理決議の有効性の文脈で問われることとなり、ICJは、安保理の長きに渡る議事進行が示すものとして、一貫して、「常任理事国による自発的な棄権の慣行 (the practice of voluntary abstention by a permanent member) は、安保理決議の採択を妨げるものではない」と解釈されているとした⁽¹⁰⁹⁾。それゆえに、安保理決議の採択を望まない場合には、否決の票を投じるべきとした⁽¹¹⁰⁾。この勧告的意見にも示されたように、常任理事国による採決の棄権は、拒否権の行使に該当しないということは、事後の慣行としてその慣習法性を認められた⁽¹¹¹⁾。また常任理事国による採決の欠席についても、1950年の朝鮮戦争時における、ソ連の欠席にも関わらず、安保理決議の採択がなされた例が存在し、この点についても「意図的な欠席は拒否権行使の放棄」とみなすことが妥当とされる⁽¹¹²⁾。

よって、常任理事国による採決の棄権及び、欠席が安保理決議の採択を妨げないというのは、長期の慣行によって、「国連法の慣習規則」として認められ⁽¹¹³⁾、拒否権の行使とは「否決票」を投じることを意味しよう。そして、常任理事国による否決票が、安保理の決定を妨げるものである以上、国連憲章の手続き上の観点から強制措置に関わる安保理の裁量を限界づけるものである。実際に冷戦期には、各国が個別の国益を優先するため、頻繁に拒否権が行使されてきた事実がある⁽¹¹⁴⁾。拒否権は、「国連憲章により構築された制度的な保障措置」、つまり一部の安保理の常任理事国の意向で強制措置の決定がなされないための仕組みといえる⁽¹¹⁵⁾。

(3) 国連憲章上の実質的制約

次に国連憲章上の実質的制約について検討する。この点について詳細に分析を加えた森川は、国連憲章の「条文中」に強制措置に関わる安保理の裁量を実質的に制約する根拠があるかについて検討する⁽¹¹⁶⁾。

そこで挙げられたのが、第39条における「平和に対する脅威、平和の破壊、侵略」という文言、及び第1条、第2条などに見られる国連の目的及び原則である⁽¹¹⁷⁾。

第39条に列挙された3つの概念（「平和に対する脅威」、「平和の破壊」、「侵略行為」）については、国連憲章上、具体的な要件等の規定はされておらず、安保理の裁量に委ねられている現状がある⁽¹¹⁸⁾。また国連憲章にそれらの概念を規定する試みも「安保理の活動の柔軟性を制約」しかねないとして失敗に終わっている⁽¹¹⁹⁾。つまり、国連憲章の起草者は、強制措置に関わる安保理の裁量を広く認めようとしていたことが、この点からも示唆されよう。

もっとも「平和の破壊」概念、及び「侵略」概念については、その適用に一定の限度があると考えられる。「平和の破壊」概念については、「他国に対する軍事行動に伴う武力紛争発生のすべての状態」とされ、実際に認定された朝鮮戦争（1950～53年）や、湾岸戦争（1990～91年）の事例もそれを裏付けるものとなっている⁽¹²⁰⁾。また、「侵略」概念については、1974年の国連総会において採択された「侵略の定義」が一定の示唆を与えてくれよう⁽¹²¹⁾。「侵略の定義」第3条a項において、「一国の軍隊による他国領域に対する侵略若しくは、攻撃、一時的なものであってもかかる侵入若しくは攻撃の結果もたらせられる軍事占領、又は武力の行使による他国の全部若しくは一部の併合」というように、これも相当程度の烈度を伴った軍事力の行使であることが示唆される⁽¹²²⁾。よって、「平和の破壊」概念、及び「侵略」概念はいずれも、「何らかの組織的な物理的暴力」、つまり相当程度の烈度の軍事力の行使を想起させるという意味において、それらの認定に際しての安保理の裁量に一定の制限を課す語として理解できよう⁽¹²³⁾。

その一方で、「平和に対する脅威」概念は曖昧さを持ち、その射程について争われてきた⁽¹²⁴⁾。「平和に対する脅威」概念の定義をめぐる詳細な議論は本稿の射程外ではあるが、その脅威に、急迫性や、直接性、継続性があるか、など一定の基準の存在が論じられている⁽¹²⁵⁾。少なく

とも「平和に対する脅威」概念については、一国の他国に対する軍事力の行使にとどまらず、一国内の内戦などの「国内的事態」を含むものと解されている⁽¹²⁶⁾。

それに加えて、「隣国に対する非友好的な態度、国際平和の維持に対する協調の欠如」さえも該当するという指摘もある⁽¹²⁷⁾。もっとも、これらの軍事力の行使を伴わない国内的事態さえも果たして、第39条の「平和に対する脅威」概念に該当するか疑問の余地はある。しかし、このような議論が存在すること自体、「平和に対する脅威」概念が広範な意味を持ちうることを示唆し⁽¹²⁸⁾、この概念が、「平和の破壊」概念、及び「侵略」概念と比較して、その認定に際して安保理の裁量を実効的に制約するものとは言い難い⁽¹²⁹⁾。

次に、「国連の目的と原則」が強制措置に関わる安保理による裁量の制約となるか否かである。第24条2項において、安保理は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任に基く義務を果たすに際して、「国際連合の目的及び原則に従って行動しなければならない」とされている。この条文は、具体性に欠く面はあるものの、安保理が「国連の目的と原則」に反する行動ができない法的制約となろう。また国連憲章前文にある「正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重」や、第1条に見られる「正義及び国際法の原則に従って」などの文言は、安保理といえども国際法に縛られる存在であることを示唆している⁽¹³⁰⁾。

加えて、有力な法的制約の根拠として検討されるのが、国連加盟国は、「安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行する (accept and carry out the decisions of the Security Council in accordance with the present Charter) ことに同意する」とされている国連憲章第25条の解釈である⁽¹³¹⁾。特に英語の正文については、複数の解釈の余地があり、それは強制措置に関わる安保理の裁量を議論するにあたって極めて重要な論点となっているため、デ・ウェット (de Wet) らにより詳細な分析が加えられている⁽¹³²⁾。

まず第1の解釈として、第25条の「この憲章に従って (in accordance with the present Charter)」という箇所は、あくまで「加盟国が」安理の決定を「憲章に従って」受諾、履行すること、と解釈する立場（日本語の公定訳はこちらのニュアンスに近い）であり、この立場によれば、加盟国は安理の決定にはその内容に関わらず従わねばならないことになる⁽¹³³⁾。そして第2の立場は、この「この憲章に従って」という文言を「安理の決定」に係るよう解釈する立場、つまり「憲章に従ってなされた安理の決定」に従う、と解釈するものである⁽¹³⁴⁾。

第2の立場に立てば、加盟国は、あくまで安理によってなされた「憲章に従っている範囲における (in as far as they were taken in accordance with the Charter)」決定に、従えばよいということになる⁽¹³⁵⁾。その上で、この立場を支持するデ・ウェットは、「もし仮に、安理による決定の違法性が疑問の余地のない程であり、安理がその違法性を取り消す意思が無いことが明白な場合において」は、安理決議の履行を拒否しうるという結論に至る⁽¹³⁶⁾。もちろん、これはあくまで「最後の手段の権利」としているもの⁽¹³⁷⁾、安理決議の履行を各加盟国の判断により拒否しうる可能性を指摘するものである。

さらに、ジャナコプーロス (Tzanakopoulos) も同様に、安理の「権限内の決定 (intra vires decisions)」には従わねばならないが、「権限外の決定 (ultra vires decisions)」は拘束力を持たず、加盟国は従う必要はないとし⁽¹³⁸⁾、「対抗措置」に基づく、そのような安理の決定の履行拒否、すなわち「不服従」を説く⁽¹³⁹⁾。最上もまた、慎重な言い回しながらも、第25条が、安理決議の内容が「憲章に則すべきこと」を定めていると解釈できうとする⁽¹⁴⁰⁾。

ICJにおいては、ナミビア事件のフィッツモーリス (Fitzmaurice) 判事が個別意見において、国連憲章第7章に基づいて行動している場合にあっては「安理は領域主権やその管理権を廃止したり、変更する権限はない (no power to abrogate or alter territorial rights, whether of sovereignty or administration)」とし⁽¹⁴¹⁾、強制措置に関わる安理の裁量が制約さ

れうることが、個別意見とはいえ ICJ の判事からも提示されている。領土保全の原則は国連憲章において明示されているものであり⁽¹⁴²⁾、この個別意見も、強制措置に関わる安保理の裁量が無制限ではないという主張を支えるものとなる。よって強制措置に関わる安保理の裁量は国連憲章上、前文、第1条、第24条、及び第25条を根拠として、「国連の目的と原則」に制限されると解されよう。

(4) 国連憲章外の実質的制約

国連憲章外の実質的制約の根拠として想定されるのは、いわゆる「強行規範 (*jus cogens*、ないし *peremptory norm*)」との関係性である。条約法に関するウィーン条約第53条において、いかなる逸脱も許されず、また、「後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範」として、国際社会全体に受け入れられている規範である⁽¹⁴³⁾。国家責任条文においても、「強行規範上の義務」という文言が存在し、国際法上の概念として幅広く受け入れられている⁽¹⁴⁴⁾。国際法委員会 (International Law Commission: ILC) により強行規範に反するものとして挙げられたのは、国連憲章に反する武力行使を容認する条約、奴隷貿易、海賊、ジェノサイドなどである⁽¹⁴⁵⁾。

ローターパクト (Lauterpacht) 判事はジェノサイド条約適用事件、仮保全措置命令 (1993年) の個別意見において、ジェノサイドの禁止は、「通常の国際法ではなく、強行規範」であるとした上で、このような強行規範に反する安保理決議に関しては、第103条が適用されないとした⁽¹⁴⁶⁾。強行規範の性質に鑑みても、強行規範に反する安保理の決定は、加盟国が従う法的義務はないという結論は妥当である。

(5) 小括

ここまでの分析で、国連憲章上、安保理は強大な権限と十分な裁量を有しているが、その権限と裁量は法的に無制約なものではなく、国連憲章上、及び国連憲章外の根拠によって、制約されることが確認さ

れた。まず国連憲章上の手続的制約である、安保理の投票行動、特に拒否権の存在である。次いで国連憲章上の実質的制約として、「国連の目的と原則」に沿うことが求められ、さらに国連憲章外では、強行規範による制約も存在する。

5. おわりに

ロシアによるウクライナ侵攻は、国連憲章体制、特にその根幹である集団安全保障体制への挑戦であることは間違いない⁽¹⁴⁷⁾。その挑戦に対して、国際社会がいかなる対応策をとるかを論じるに際して、そもそも国連憲章体制がいかなるものなのか、その射程を正確に捉える必要がある。本稿では、国連憲章下の集団安全保障体制の現状を明らかにするため、まず、集団安全保障概念をめぐる歴史的経緯について整理し、それを踏まえ、国連憲章体制下の集団安全保障体制がいかなるものかについて分析した。

国連憲章体制下において制度的に整えられた集団安全保障体制は、それまでの歴史的な試みと比較すれば、最も実効的、かつ集権的なものであり、それは安保理に強大な権限を認めることによって成し得たものである。しかしながら、いかに強大な権限が認められようとも、強制措置に関わる安保理の裁量は無制限なものではなく、「国際の平和と安全の維持という目的」に沿ったものでなければならない⁽¹⁴⁸⁾。そしてそれは安保理といえども国連憲章、及び国際法の制約に服することを意味し、それによってこそ国連憲章下の集団安全保障体制が適切に機能しうるのである⁽¹⁴⁹⁾。

本稿での分析を通じて、国連憲章下における集団安全保障体制のあり方、及びその限界についての国際法上の理論的枠組みは明らかとなったが、強制措置に関わる安保理による裁量の制約の詳細など⁽¹⁵⁰⁾、いまだに検討すべき課題は残っている⁽¹⁵¹⁾。安保理がいかなる脅威に、いかなる強制措置を国連憲章上取りうるのか、という議論は引き続き喫緊の課題である。

※本稿は、JSPS 科研費 JP21K20097の助成を受けた研究成果の一部である。

- (1) “Russia and Ukraine War 2022: Latest updates and fotos from Ukraine-Russia war,” *BBC* (February 27, 2022), at <<https://www.bbc.com/pidgin/world-60544548>> (as of March 19, 2022).
- (2) “Situation in Ukraine,” *United Nations High Commissioner for Human Rights* (March 25, 2022), at <<https://www.ohchr.org/en/statements/2022/03/situation-ukraine>> (as of May 8, 2022).
- (3) “Guterres: War in Ukraine one of the greatest challenges ever,” *United Nations* (UN) (April 5, 2022) at <<https://unric.org/en/guterres-war-in-ukraine-one-of-the-greatest-challenges-ever/>> (as of May 8, 2022).
- (4) “Security Council Fails to Adopt Draft Resolution on Ending Ukraine Crisis, as Russian Federation Wiields Veto,” *UN Meetings Coverage and Press Releases* (February 25, 2022) at <<https://www.un.org/press/en/2022/sc14808.doc.htm>> (as of May 8, 2022).
- (5) ロシアによるウクライナ侵攻の国際法上の位置づけについては様々な議論がなされているが、本稿の主題はあくまで、国連憲章下における集団安全保障体制の分析であるため、この侵攻の法的分析は別稿にて行う。この点を論じたものとして、Nico Krisch, “After Hegemony: The Law on the Use of Force and the Ukraine Crisis,” *EJIL:Talk!* (2 March 2022) at <<https://www.ejiltalk.org/after-hegemony-the-law-on-the-use-of-force-and-the-ukraine-crisis/>> (as of 8 May 2022); Marko Milanovic, “What is Russia’s Legal Justification for Using Force against Ukraine?,” *EJIL:Talk!* (February 24, 2022) at <<https://www.ejiltalk.org/what-is-russias-legal-justification-for-using-force-against-ukraine/>> (as of 8 May 2022) など。
- (6) 浅田正彦「国際安全保障」浅田正彦編『国際法（第4版）』（東信堂、2019年）473頁。
- (7) 祖川武夫「カール・シュミットにおける『戦争観念の転換』について（一）」小田滋編『国際法と戦争違法化：その論理構造と歴史性：祖川武夫論文集』（信山社、2004年）114-15頁参照。
- (8) 最上敏樹「集団安全保障」『UP』（2015年）24頁、香西茂『国連の平和維持活動』（有斐閣、1999年）9頁（脚注1）参照。
- (9) 岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020年）718頁。
- (10) 小寺彰『パラダイム国際法—国際法の基本構成』（有斐閣、2004年）226頁。
- (11) 高野雄一『国際法概論（全訂新版）（下）』（弘文堂、1986年）329頁。
- (12) 同上。

- (13) Alexander Orakhelashvili, *Collective Security* (Oxford University Press 2011), p. 4.
- (14) 柳原正治「いわゆる『無差別戦争観』と戦争の違法化—カール・シュミットの学説を手がかりとして—」『世界法年報』第20巻(2001年)3-4頁参照。
- (15) 筒井若水『戦争と法(第2版)』(東京大学出版会、1976年)57頁。
- (16) 藤田久一『国際人道法(増補版)』(有信堂、2000年)7頁参照。
- (17) Hugo Grotius translated by Neff Stephen (ed), *Hugo Grotius on the Law of War and Peace* (Cambridge University Press, 2012), pp. 81-82.
- (18) 田畑茂二郎『国際法(第2版)』(岩波書店、2008年)361頁参照。
- (19) 同上、362頁。
- (20) 石本泰雄「国際法の構造転換」『国際法の構造転換』(有信堂高文社、1998年)5頁。
- (21) 田畑『前掲書』(注18)364頁。
- (22) 孫占坤「国際法史の視点から」『PRIME / 明治学院大学国際平和研究所』第26巻(2007年)56頁。
- (23) 浅田「前掲論文」(注6)459頁、柳原「前掲論文」(注14)3-4頁参照。
- (24) 石本泰雄「いわゆる『事実上の戦争』について」『国際法の構造転換』(有信堂高文社、1998年)47頁。
- (25) 則武輝幸「国際安全保障」渡部茂己・河合利修編『国際法(第4版)』(弘文堂、2022年)216-17頁。
- (26) 孫「前掲論文」(注22)56頁。
- (27) 契約上の債務回収の為にする兵力使用の制限に関する条約(ポーター条約)(1907年)。
- (28) 三石善吉「戦争の違法化とその歴史」『東京家政学院筑波女子大学紀要』第8集(2004年)44頁、また孫「前掲論文」(注22)57頁参照。
- (29) 田畑『前掲書』(注18)369-70頁参照。
- (30) 高野『前掲書』(注11)329頁。
- (31) 田畑『前掲書』(注18)381-82頁参照。
- (32) 国際連盟規約(連盟規約)(1919年)前文。
- (33) 田畑『前掲書』(注18)370-71頁参照。
- (34) 筒井若水『自衛権—新世紀への視点』(有斐閣、1983年)5頁。
- (35) 藤田久一『国連法』(東京大学出版会、1998年)42頁。
- (36) 連盟規約第16条。
- (37) 岩沢『前掲書』(注9)718頁。
- (38) 柴田祐輔「国際連盟期における防止措置」柘山堯司編『集団安全保障の本質』(東信堂、2010年)37頁。
- (39) 佐藤哲夫『国際組織法』(有斐閣、2005年)63-66頁。
- (40) 柴田「前掲論文」(注38)40頁。

- (41) 国際連盟期の制裁に関連する国家実行の概観については、藤田『前掲書』（注35）65-69頁参照。
- (42) 「戦争抛棄ニ関スル条約」（不戦条約）（1928年）。
- (43) 現代語訳については、岩沢『前掲書』（注9）696-97頁参照。
- (44) 田畑『前掲書』（注18）373頁。
- (45) 祖川「前掲論文」（注7）132頁。
- (46) 筒井『前掲書』（注31）6頁。
- (47) 石本「前掲論文」（注21）74頁。
- (48) 藤田『前掲書』（注35）42頁。
- (49) 高野『前掲書』（注11）363頁。
- (50) 藤田『前掲書』（注35）65頁。
- (51) 本吉祐樹「国連憲章下における非国家主体に対する自衛権の射程—国連憲章の起草過程と、ニカラグア事件判決を中心に—」『日本法学』第87巻第3号（2021年）138頁参照。
- (52) 「モスクワ宣言」をめぐる経緯の詳細は、細谷雄一「モスクワ四国宣言と英米関係」『法学研究』第83巻第12号（2010年）参照。
- (53) UN, The United Nations Dumbarton Oaks Proposals for a General International Organization (Dumbarton Oaks Proposal) (7 October 1944).
- (54) 佐藤『前掲書』（注39）71頁。
- (55) US Department of State, Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers General, The United Nations, Vol. I (1945) p. 659 (San Francisco Draft); Tom Ruys, *'Armed Attack' and Article 51 of the UN Charter* (Cambridge University Press, 2010), p. 62、またダンバートン・オークス、並びにサンフランシスコ会議における自衛権の起草過程の議論は、本吉「前掲論文」（注51）137-42頁参照。
- (56) 佐藤『前掲書』（注39）72頁。
- (57) 最上敏樹『国際機構論講義』（岩波書店、2016年）67頁。
- (58) The Charter of the United Nations (1945) (UN Charter), preamble. 日本語訳は、国際連合広報センター at <https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/> (as of May 8, 2022) を参照。
- (59) 本吉「前掲論文」（注51）138頁。
- (60) 武力不行使原則をめぐるサンフランシスコ会議での議論、及び国連の目的の概要については、同上、138-40頁参照。
- (61) Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America) (Merits) (*Nicaragua case*) (1986) ICJ Reports 14-150, para. 188.
- (62) Christian Henderson, *The Use of Force and International Law* (Cambridge University Press, 2018), p. 93. その射程については、掛江朋子『武力不行使原則の射程—人道目的の武力行使の観点から』（国際書院、

- 2012年) 108-25頁参照。
- (63) Albrecht Randelzhofer, 'Article 51' in Bruno Simma (ed), *The Charter of the United Nations, A Commentary* (3rd edn, Oxford University Press, 2012), p. 21: 本吉「前掲論文」(注51) 139頁、本吉祐樹「『保護する責任 (Responsibility to Protect)』概念の国際法上の位置づけ—R2Pの実施手段と軍事介入をめぐって—」『横浜法学』第27巻第3号(2019年) 545-46頁。
- (64) 最上敏樹「普遍的公権力と普遍的法秩序」松田竹男編『現代国際法の思想と構造Ⅱ』(東信堂、2012年) 373頁。ちなみに本稿における強制措置とは、国連憲章第7章に基づいてなされる軍事的、及び非軍事的な措置のことを指す。藤田『前掲書』(注35) 340頁(脚注17) 参照。
- (65) この枠組みについては、佐藤『前掲書』(注39) 81-83頁参照。
- (66) 最上「前掲論文」(注64) 372頁。
- (67) 田畑『前掲書』(注18) 387頁。
- (68) 国連憲章下の強制措置のあり方について逐条的な分析がされているものとして、佐藤『前掲書』(注39)、藤田『前掲書』(注35)の他に、川西晶大「安保理機能の拡大とその限界—国連安保理による非軍事的強制措置の決定について」『レファレンス』第56巻第4号(2006年) 62-64頁参照。
- (69) UN Charter, art. 39.
- (70) Henderson, *supra* note 62, p. 93.
- (71) もっとも、冷戦終結後の実行において、これら3つの概念(平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為)を認定することなく強制措置を決定した決議がある。この点につき、松田竹男「安保理の暴走?(1)」『法学雑誌』第56巻第1号(2009年) 8-12頁。
- (72) 藤田『前掲書』(注35) 329頁。
- (73) 同上、330-31頁。
- (74) UN Charter, art. 41.
- (75) 藤田『前掲書』(注35) 334-37頁。
- (76) UNSC Res 827 (1993) UN Doc S/RES/827. ICTYの詳細については、真山全「履行確保」坂元茂樹他編『防衛実務国際法』(弘文堂、2021年) 727-31頁参照。
- (77) UNSC Res 687 (1991) UN Doc S/RES/687.
- (78) 松田竹男「安保理強制措置の多様化—その批判的検討」松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『現代国際法の思想と構造Ⅱ』(東信堂、2012年) 357頁。
- (79) 佐藤哲夫「国連安全保障理事会機能の創造的展開」『国際法外交雑誌』第101巻第3号(2002年) 44-45頁参照。
- (80) 藤田『前掲書』(注35) 338頁。
- (81) 田畑『前掲書』(注18) 391頁。

- (82) 藤田『前掲書』(注35) 341頁。
- (83) 高野『前掲書』(注11) 380頁。しかし、現在に至るまで一度も「特別協定」に基づく「国連軍」は組織されていない。実行としては、「国連軍」の組織に代わって、安保理が加盟国に武力行使を含むあらゆる必要な手段を許可する方式である、いわゆる「授權方式」が採用されている。「授權方式」の国連憲章上の位置づけについては、山本慎一「国連安保理による『授權』行為の憲章上の位置づけに関する一考察—多機能化する多国籍軍型軍事活動を例として—」『外務省調査月報』2007年度 /No.2 (2007年) 参照。
- (84) 藤田『前掲書』(注35) 91-92頁。
- (85) 森川幸一「国際連合の強制措置と法の支配 (一) —安全保障理事会の裁量権の限界をめぐって—」『国際法外交雑誌』第93巻第2号 (1994年) 2頁。
- (86) 最上「前掲論文」(注64) 373頁。
- (87) 田畑『前掲書』(注18) 388-90頁。
- (88) 佐藤哲夫「国連安全保障理事会機能の創造的展開」『国際法外交雑誌』第101巻第3号 (2002年) 44-45頁参照。
- (89) UN Charter, art. 2(7). この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。
- (90) 佐藤『前掲書』(注39) 264-65頁。
- (91) UN Charter, art. 103、また岩沢『前掲書』(注9) 720頁。
- (92) 加藤陽「国連憲章第103条と国際人権法：欧州人権裁判所における近時の動向」『国際公共政策研究』第18巻第1号 (2013年) 163頁。
- (93) 川西「前掲論文」(注68) 64頁参照。
- (94) Hans Kelsen, *The Law of the United Nations: A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* (Praeger, 1964), p.294.
- (95) Ibid.
- (96) Ibid., pp.294-95. またこのケルゼンの議論については、最上「前掲論文」(注64) 383-84頁、藤田『前掲書』(注35) 384-85頁も参照。
- (97) 最上「前掲論文」(注64) 384頁。
- (98) UN Charter, preamble.
- (99) 藤田『前掲書』(注35) 384-85頁。
- (100) 同上、及び最上「前掲論文」(注64) 384頁
- (101) この点の分類について、川西「前掲論文」(注68) 64-66頁参照。また、鈴木美香「国際連合安全保障理事会の越権行為に対する責任追及の可能性：憲章第7章に基づく拘束力ある決定を中心に」『北大法学研究科ジュ

- ニア・リサーチ・ジャーナル』第8巻参照。
- (102) 岩沢『前掲書』(注9) 718-19頁。
- (103) 藤田『前掲書』(注35) 191頁。
- (104) この点の解釈をめぐる議論は、神谷龍男『国際連合の安全保障(増補版)』(有斐閣、1983年) 94-100頁、317-27頁参照。
- (105) UN Charter, art. 111.
- (106) 佐藤『前掲書』(注39) 187頁。
- (107) 則武「前掲論文」(注26) 222頁参照。
- (108) この点の経緯は、藤田『前掲書』(注35) 194-95頁参照。
- (109) The Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in *Namibia* (South West Africa) (Advisory Opinion) (Namibia case) (1971), ICJ Reports 3, para. 22.
- (110) Ibid., para. 22.
- (111) 佐藤『前掲書』(注39) 187頁。
- (112) 同上。
- (113) 藤田『前掲書』(注35) 196頁。
- (114) 山本草二『新版 国際法』(有斐閣、1994年) 715頁。
- (115) Mybes McDougal and Michael Reisman, “Rhodesia and the United Nations: The Lawfulness of International Concern,” *American Journal of International Law*, Vol. 62, No. 1 (1968), p. 9. また佐藤『前掲書』(注39) 187頁。
- (116) 森川「前掲論文」(注86) 14-28頁。
- (117) 同上。
- (118) 佐藤『前掲書』(注39) 281頁。
- (119) 神谷龍男『国際連合の安全保障(増補版)』(有斐閣、1983年) 58頁。
- (120) 山本『前掲書』(注114) 719頁。
- (121) UNGA Res 3314 (XXIX) (14 December 1974) UN Doc A/RES/3314.
- (122) 侵略の定義の起草過程等の議論については、本吉「前掲論文」(注51) 149-52頁参照。
- (123) 森川「前掲論文」(注86) 15頁。
- (124) 「平和に対する脅威」概念の拡大を踏まえて、この点を包括的に扱っているのが、酒井啓亘「国連憲章第39条の機能と安全保障理事会の役割：「平和に対する脅威」概念の拡大とその影響」山手治之・香西茂編『現代国際法における人権と平和の保障(21世紀における人権と平和：国際法の新しい発展を目指して(下))』(東信堂、2003年) 参照。
- (125) 山本『前掲書』(注114) 718頁、森川「前掲論文」(注85) 14-17頁。
- (126) 山本『前掲書』(注114) 716頁。
- (127) 高野『前掲書』(注11) 365頁。
- (128) 第39条の「平和に対する脅威」概念は国連憲章制定時と比べ、「疑い

ようないほど拡張している (undoubtedly broadened)」との指摘も存在する。James Upcher, *Neutrality in Contemporary International Law* (Oxford University Press, 2020), p. 136.

- (129) 森川「前掲論文」(注85) 16-17頁。
- (130) 最上「前掲論文」(注60) 384-85頁参照。もっとも第1条に見られる「正義及び国際法の原則に従って」は、「集団的措置」には係っておらず、あくまで「紛争の平和的解決」にのみに係っているため、強制措置の制約になりうるかは疑問という主張もある。森川「前掲論文」(注85) 23-24頁。
- (131) 鈴木「前掲論文」(注101) 370頁参照。
- (132) Erika de Wet, *The Chapter VII Powers of the United Nations Security Council* (Hart Publishing, 2004), pp. 375-78.
- (133) Ibid., pp. 375-76.
- (134) Ibid., p. 376.
- (135) See *ibid.*, p. 377.
- (136) Ibid., p. 382.
- (137) Ibid.
- (138) Antonios Tzanakopoulos, *Disobeying the Security Council: Countermeasures against Wrongful Sanctions* (Oxford University Press, 2011), p. 165.
- (139) 本稿では紙幅の関係で触れないが、このジャナコプーロスの「対抗措置」概念を援用して、「違法な」安保理決定に従わない枠組みは、今後の国連憲章下の集団安全保障体制について有益な示唆を与えるものであり、別稿にて論じたい。Ibid., pp. 201-03. またこの点につき、最上「前掲論文」(注64) 400-03頁参照。
- (140) 最上「前掲論文」(注64) 401頁。
- (141) *Namibia case*, Separate Opinion of Judge Fitzmaurice, para. 115.
- (142) UN Charter, art. 2(4).
- (143) UN, Vienna Convention on the Law of Treaties (VCLT) (23 May 1969) 1155 UN Treaty Series, art 53.
- (144) International Law Commission (ILC), Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts (ARSIWA) in UN Doc A/56/10 (2001) art. 26.
- (145) International Law Commission (ILC), Yearbook of ILC, Vol. II (1966), p. 248. 強行規範については、坂巻静佳「重大な人権侵害行為に対する国家免除否定論の展開」『社会科学研究』第60巻第2号(2009年) 37頁も参照。
- (146) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (*Bosnia and Herzegovina v Yugoslavia (Serbia and Montenegro)*) (Provisional Measures) (1993) ICJ Reports 3, Separate

- Opinion of Judge ad hoc Lauterpacht, para. 100. また川西「前掲論文」(注68) 66頁参照。
- (147) 坂元茂樹「ロシアのウクライナ侵攻と国際法」『国際情報ネットワーク分析 IINA』(2022年4月4日) at <https://www.spf.org/iina/articles/sakamoto_01.html> (as of May 8, 2022) 参照。
- (148) 森川幸一「国際連合の強制措置と法の支配(二・完) —安全保障理事会の裁量権の限界をめぐって—」『国際法外交雑誌』第94巻第4号(1995年) 86頁。
- (149) 最上「前掲論文」(注64) 403-04頁参照。
- (150) 本稿では、強制措置に関わる安保理による裁量の限界についての理論的枠組みを概観するに留まったが、昨今では、その裁量についての実行や、国際判例などの具体的な事例が集積されつつあるため、これらを踏まえた分析は別稿にて行いたい。またこの点について議論がなされたものとして、Nicholas Tsagourias and Nigel White, *Collective Security: Theory, Law and Practice* (Cambridge University Press, 2013) など。
- (151) 安保理の権限と裁量に深く関連する課題の1つに、軍事的強制措置の位置づけが存在し、強制措置に関わる安保理による裁量の射程を明らかにすることは、国連憲章上の武力行使の規制枠組みそのものにも大きな影響を与えるものである。この点については、佐藤哲夫「見果てぬ夢、国連常設軍—国際公共目的に向けた軍事的強制の現代的諸相—」『世界法年報』第30巻(2011年) 17頁参照。

